

平成29年度第1回弘前市景観審議会 議事録

開催日時	平成29年8月18日(金) 午前10時30分 ~ 午後0時15分
開催場所	弘前市役所 新庁舎3階 防災会議室
議長	弘前大学大学院地域社会研究科長 北原 啓司
出席委員	北原 啓司 会長 栗形 昭一 委員 須藤 弘敏 委員 藤崎 浩幸 委員 吉澤 葉子 委員 石澤 敏行 委員 清藤 哲夫 委員 南 直之進 委員 下村 誠 委員 (代理: 佐々木 正昭 氏) 高瀬 雅弘 委員 濱中 淳 委員 工藤 信裕 委員
欠席者	前田 卓 委員 木村 慎一 委員 下村 誠 委員
事務局職員	都市政策課長 天内 隆範 都市政策課長補佐 小山内 孝紀 都市政策課主幹兼計画係長 宮本 洋 都市政策課主幹 木村 敬之 都市政策課計画係総括主査 境 陸広 都市政策課計画係主事 工藤 寛明
関係人出席者	青森県都市計画課長代理 佐々木 正昭
会議内容	1. 委嘱状交付 2. 報告 第1号「景観重要建造物の現状変更の状況について」 3. 報告 第2号「景観まちづくり刷新モデル地区について」 4. 議案 第1号「景観重要建造物の指定優先度について」 5. 閉会

1. 委嘱状交付

(新規委員2名の紹介及び委嘱状を交付)

2. 報告第1号 景観重要建造物の現状変更について

<説明>

指定済みの景観重要建造物のうち、前回の当審議会開催（平成28年9月）以降に現状変更のあった3つの建造物（木村産業研究所、三上ビル、旧藤田家別邸倉庫及び考古館、弘前中央高校講堂、弘前市役所、弘前市立博物館）について、その変更内容や変更に係る留意点等を事務局より報告。

<委員からの意見>

【委員】

確認ですが、最初の木村産業研究所について、この南面外壁施工前と施工後というのは、同系色を採用していると書いているが、サッシの色が違うように見えるが問題ない同じ色なのでしょうか。

【事務局】

劣化してこういった色合いになっているということで、本来の色合いに改修しています。

3. 報告第3号 景観まちづくり刷新モデル地区について

<説明>

平成29年3月に指定された景観まちづくり刷新モデル地区の概要について説明

<委員からの意見>

【委員】

刷新モデル地区に選定されたということは、地域の取組みがあつてのことだと感じており、非常に光栄に思っているが、弘前は冬に雪が降ります。駅から歩いて行ける各地域の方に本整備があると思うが、雪に対する対策等の整備に触れる部分はあるのでしょうか。

【事務局】

雪に対する対策ですが、ネットワークを繋ぐにあたっては歩くだけではなく、公共交通といったものの活用していくことも検討しており、冬については公共交通をしっかりと活用していただきたいと考えております。

【委員】

路面の美装化には融雪等は入っていないということですか。

【事務局】

そうなります。補助の対象として融雪は対象外です。

【委員】

景観まちづくりを実施する根拠の中で、都市計画のマスタープランを抜粋しているということですが、弘前公園周辺やねぶた小屋等における祭りを演出する雰囲気づくりということになっていますが、祭りを演出するのはいいのですが、ねぶた小屋というのは、五所川原の立佞武多のようなものを意味しているのでしょうか。

【会長】

町会とかで出てくる一時的な期間だけのものです。

都市マスでは、各地域にそういうものが出てきてそれもひとつの景観・雰囲気という話です。

【委員】

景観となればここにあるように歩行者・自転車空間等を含めて、無電柱化ということ为国も力を入れており、電柱が地中化になれば、景観、歩行者・自転車にもいいと思います。ぜひそういうことも含めた事業ということにはならないのでしょうか。

【会長】

仲町伝統的建造物群保存地区は電柱を減らしていますが、このメニューでは無電柱化について補助対象になりますか。

【事務局】

補助対象のメニューには載っています。

【会長】

あとはその必要性がある地域等を考えていくということですか。

【事務局】

そうなります。3年間という限られた時間の中で地域としっかりと相談して無電柱化までもっていきけるか検討いたします。

【委員】

モデル地区の区域の根拠を教えてください。文化財・歴史的建造物があるからということですがエリアが飛び出している一方で、北の方に文化財があるのにいれていないところがあるなど、道路を境界線にしているところもあれば、町名の境界を境界線にしているところもあるので、事業展開することとどう絡んでこのようなエリアとなっているのかが今一つイメージできないところがあります。

【事務局】

ベースとなっているのは歴史的風致維持向上計画の重点地区がベースになっております。

歴史的風致維持向上計画の重点地区プラス、例えば弘前の景観等を考えると、観光客がまず降りるのがJR弘前駅ということで、モデル地区のエリアからJR弘前駅を外すことは考えにくく、JR弘前駅は入っています。

また、岩木川左岸が入っている理由なのですが、国とのやり取りや、弘前市の歴史や文化を踏まえますと、岩木山は弘前の景観というもので外せないということで、今回の事業の中でも岩木山に対する景観も大切にするため、さくらまつりの時にバス等が止まり、多くの人が歩く岩木川のエリアも事業の範囲として設定し、そこを歩くお客様にきれいな岩木山を見ていただくということから、岩木川の右岸のエリアは入れています。

茂森町の入っているところは、前川國男建築の斎場が歴史的風致維持向上計画の重点地区だと外れているのですが、弘前の近代建築として前川の建築物を含んで景観を考えるエリアとし、今回の事業の中には入れています。

最後に南側ですが、歴史的風致維持向上計画の設定した旧藩政時代のエリアにはなかった旧偕行社、太宰治学びの家といったものを含めて大学の方のエリアを景観まちづくり刷新モデル地区のエリアに入れて、設定させていただいているところです。

【会長】

ある種の事業のイメージが先にあって、繋げていくことでこのような形に延びたということですか。

【事務局】

歩行や自転車等でまわれるような範囲で、事業を結んだような形です。

【委員】

そういう意味からいくと、禅林街の北が抜けている等、一部の歴史的建造物が抜けています。逆に長勝寺脇の高台から岩木山を望む場合、そのすぐ下は何も制限しなくても今は何もないが、その違いはあるのでしょうか。

【会長】

このモデル地区は今考えているものではなく、既に公表されているものです。事業のイメージにはつながらないが、国の文化財であるから選んでいるということでしょうか。

歴史的建造物がいくつか外れていますが、歩いて回れる範囲等を考慮すれば、モデル地区に組み込むべきではないと判断したのでしょうか。

【事務局】

そういった形で考えております。

【会 長】

国に出しているといっても現在進めている事業ですので、組み込むべき意見が出てくればある程度修正というのは出来るのでしょうか。

【事務局】

今回の事業で言いますと、一旦はこの形で三年間実施しますが、次に同様の事業があればいただいた意見を案に加えていくものと思います。

【会 長】

補助の対象としてモデル地区として出しているのはこちらの図ですが、例えば自転車で周るようなマップを作るような事業を行う際に、エリア外の建造物がつながりとして大事な場合にルートに組み込むということは可能ですか。

【事務局】

可能です。

市では、市民や有識者の方々とミーティングを開催していますが、そういった中で国の補助対象以外の意見も出ております。

【会 長】

私も参加していますが、お城の北側にも優れた歴史的建造物があるといった意見も聞いています。ですが、この事業で対象とするのはモデル地区内のものということですか。

【事務局】

そのとおりです。

【委 員】

今回この事業が3年間展開されることにより、景観が刷新されるということで、刷新される前の街並みを忘れてしまうだろう。ピンポイントの文化財資源は記憶されますが、この通りはどうだったか等、元の弘前の街並みとして藩政時代、明治、大正、昭和の街並みをオーバーラップさせるマップをこの事業で作り、それを観光案内所、または要所でディスプレイすることで観光客が立ち寄った時に昔の街並みを確認できる。

また、私は禅林街の修景にはあまり同意できないのですが、元の街並みを忘れてしまって、ポイント的に文化財を活用してきれいな弘前になったとするのは感心できない。清藤委員が町名を記憶していこうとおっしゃったのと同じで、街並みの変遷、弘前は空襲を受けなかったが、弘前市民が変えてしまった部分もあるので、それをすべて確認できるようなディスプレイをご検討いただきたい。

【事務局】

お年を召した方が見ていた風景を伝えるために何らかのビジュアルテイストで伝えることは大事だと考えております。何らかの形で具現化できないか検討いたします。

【会長】

刷新支援事業のメニューにあらうがあるまいが、弘前の景観施策として重要な施策だと思います。景観施策として、刷新支援事業と並行してご検討ください。

【委員】

私も同様に思っております、ぜひやっていただきたいと思っています。弘前の歴史を観光客がどう感じるか、観光客にも興味を引くような仕組みづくりを検討していただきたい。

また、先程のとおり、町名が変わり、道路も変わるということは、生活も変わるという可能性があります。景観まちづくりと言うのは、どう変わっていったかというのが非常に大事だと思いますので、今と昔の道路をオーバーラップさせたものを作って観光客や地元住民に配布することで、今ある建造物等いろいろなものを作り、活用することで街並みが形成された変遷がわかり、街の活性化に繋がるだろうと考えております。

それと今回の計画はハード的なものと思いますが、そこに住んでいる人たちをどう巻き込むかという部分も一つ必要なのかなと考えています。

【会長】

事業というのは限界があるので、むしろ弘前の景観施策の根本的な考え方としてぜひお願いしたいと思います。どうしても歴史的景観と言いますと、江戸、明治、大正と続きますが歴史とは後ろだけではなく、今作っているものが弘前の新しい要素になる可能性があります。歴史的なところに新しいものが加わって行って、新しい弘前の魅力が出ていくということを考えると、平成からできてくるものも含めて現在進行形だという意識を考えていただきたいです。歴まちと言いますと後ろを振り向くのですが、古い建物をリニューアルしながら維持していくような新しい取組みも大事です。そうすると、50年後の私たちの後輩たちがまた新しい要素として平成を作ってくれると思いますので、現在進行形という意識をいれておいていただきたいと思います。

それでは、以上でよろしいでしょうか。

【異議なし】

この事業は事業としての制約がございますが、みなさんからいただいた意見はこの事業の根幹の部分だと思いますので、そのあたりよろしくお願いいたします。

4. 議案第1号 景観重要建造物の指定優先度について

<説明>

弘前市の目指すまちづくりを景観施策の観点から効果的・効率的に実現するため、景観重要建造物の指定優先度を以下のとおり設定した旨を事務局より説明。

- ・地域毎にシンボリックな建物や通り等を中心にゾーニングしたエリアを設定し、エリア内の建造物を指定していくことにより、集中して景観を保全する。そして、ゾーニングしたエリアを繋げることで点在している歴史・文化資源を結び、周遊ルートの形成を行う。
- ・市の施策と連動したエリア内に位置している建造物を景観重要建造物に指定していくことで、市の施策をより効果的に実施していく。平成29年度から平成31年度においては、景観まちづくり刷新モデル地区の周遊ルート上のエリアから景観重要建造物を優先的に指定していくこととし、平成32年度以降は、景観形成の状況や市の施策の展開等を考慮して指定優先度の高いエリアを検討する。
- ・景観重要建造物を指定するエリアは市の施策等を考慮して決定するが、そのエリア内で特に優先度の高い建造物は滅失の恐れがある「趣のある建物」、次いで「県重宝」及び「市指定有形文化財」とする。

【会長】

ご説明ありがとうございました。本日みなさんにお諮りしたいことについて要点だけまとめさせていただきます。

第一点は、景観重要建造物の指定の優先度としては、先程ご説明のあった刷新モデル地区の建造物を早急に対応していきたいという方針がひとつ。

二つ目は同じエリアの中で一番弱いのは趣のある建物であり、これは選定されているだけで壊れていく、または所有者が取り壊すことを制限できないため、重視して景観重要建造物に指定することで補助や相続税の適正評価等のインセンティブが生まれて保全に繋がるということでエリア内については趣のある建物を優先していくということ。一方で重要文化財ではない県重宝や市指定有形文化財については、現状守られているので指定については趣のある建物の後になるということ。

そして最後に、エリアの外はどうするのかというと、指定しないというわけではなく、都市計画区域外にも優れた建物がありますので、そういったものはその地域から話があった場合に進めていくということで、決して選ばないというわけではないということ。

今回平成29～31年度の指定については、刷新モデル地区のエリア内を手掛けていくという形で進めさせていただきたい。特に趣のある建物を優先したいという方針に対しての可否がこの議案の核心になるかと思えます。

まずは、ご説明に対してのご質問、アドバイスといったものをいただきたいのですがいかがでしょうか。

【委員】

エリアを設定するという、趣のある建物を優先するという事は賛成するところですが、一方で

滅失の恐れという立場に立つのであれば、緊急性が高いもの、具体的に言うと田中屋の事例のように急に保全が必要となる場合に対して、フレキシブルな対応が取れるような仕組みというのは想定しているのでしょうか。

【事務局】

今の田中屋のような状況はあるかと思います。こういったものは本日お示ししました考え方で行きたいと思うのですが、そういった突発的なものに対応する方法は取り入れたいと思います。

【会 長】

それはぜひ検討していただきたいと思います。

【事務局】

現在、田中屋が手続きの最中ということ、所有者がどういった形になるのか不明であるということがあります。できればそうなる以前に何かしらの情報を共有し、対応できるような体制が取れればと考えております。

【委 員】

先程、景観まちづくりの課題のうち、歴史的建造物についてですが、この茂森にある正進会館は屋根が落ちている状態です。このように消滅ということを考えると、先に手をかけた方がいいものの優先順位を考えた方が良くと思います。

【会 長】

こちらの場合は修復するのが困難なくらいです。いずれにしても地図をみて上から目線でここが大事だという話だけではなく、物理的な問題などもリアルに反映していただきたいという意見だと思います。

そういう意味で言うと田中屋にしても、村上義男先生が監修したとても素晴らしい建物ですので、何か起きたときに臨機応変に動けるような体制を整えておくべきです。優先度を検討する際には、緊急度という要素が入ってくるということは頭の中に入れておいていただきたいと思います。

ただ田中屋については、方針等もわからない状況ですので、今は何とも言えませんが、景観重要建造物の指定を急ぐといった話もあるかもしれませんが、何かあったときには対応できるようによろしくお願いします。

【事務局】

田中屋については、関係部署と情報を共有しながら進めていまして、今のところまだこれからどうなるのか未定だと把握しております。

【委 員】

優先順位を議論しており、当面の順番を決めるものと思いますが、そもそもの優先順位を決める理由と全体像とはどういうもののでしょうか。

【会 長】

今すべて指定しなくてもいずれはすべて指定するかということですね。

【事務局】

景観重要建造物の指定にあたっては、調査に係る費用、改修に対する補助金がついてまわるということから、どうしても予算が関わってきます。基本的にはすべて指定出来ればいいのですが、現段階ではそういった状況にありますので、どこまでかと言いつらい部分があります。予算を考慮しながら、順次進めていきたいと考えております。

【会 長】

本来は先程ありました、壊れそうな緊急度が高いものを早くやるべきと出てきたと思いますが、もう一つ何か出すとしたら、刷新モデル地区のものを早くやるということが出てきたのだと思います。

本当は、趣のある建物は全部指定すればいいと思いますが、一年間に何ならできるといったものはあるのでしょうか。

【事務局】

これがまた予算によって違います。現在、国の補助を利用していますが、これがなくなると予算の額が変わります。その中でも、できるだけ多くのものを指定したいとは考えております。

【会 長】

現在、景観重要建造物の指定は14件で、景観法が制定されたのが平成16年です。すべて指定していくのか、限定して指定していくのかという考えがあります。

ただ、予算がいくつあるからできるという意味での優先というのは制度的におかしいのではないかと、この県からのご意見だと思います。それは本質の部分だと思いますので、そのあたりはそちらの方の文脈で説明することをしないと、4つ指定する場合の優先度を景観審議会で決めるというのはいかがなものかというご意見だと思います。

【委 員】

指定優先度について、今日出てきているのは中心商店街が対象のものですが、古民家という話もありまして、どれが古民家、豪農かはわかりませんが、浜の町の後ろの石戸谷邸の再現が堀越城跡で行われると聞きましたが、こういったものは大変ありがたいことです。

岩木や相馬といった地区のような郊外の建物が出てこないのも、岩木や相馬の古民家や豪農といったものも頭の中に入れていただければありがたいと思います。

【会 長】

まさにそれが問題です。景観の資源としてマップを書いた時にこのような図になってしまいます。また、平成29～31年度は景観まちづくり刷新モデル地区ということもあって優先しますが、今おっし

やった岩木、相馬にも景観資源は相当数ございますので、そのあたりをご検討いただきたいと思います。

【委員】

弘前市の景観の特徴について、弘前公園周辺のことしか触れていませんが、市の景観の特徴として岩木山や農村部が出ておらず、農村軽視の部分があるのではないかと思います。市の特徴の一つという出し方ならわかりますが、このような書き方ですと農村部の景観に触れていくのか疑問に思います。

今日のお話でつきますと景観まちづくり刷新モデル地区に選定されたので、そこから進めてくことや、中でも趣のある建物というように資源発掘しているので、そこから指定していくことは積極的に進めていただきたい。

一方で、相馬や岩木、旧弘前の農村部にも古民家のようなものが多くあります。例えば船沢の瑞樂園に行った際に中別所を散策したのですが、茅葺屋根で人が住んでいる建物が残っています。また半分崩れかけていますが、蔵で窓の上に庇があり、庇にかなりこった細工があるものがあります。そういった資源発掘をすれば農村部はかなり出てくると思います。

弘前市景観計画において景観計画区域を弘前市全域にしていますが、農村部の景観資源も積極的に取り上げますという姿勢は示していますが、その後、今回も様々な事情でモデル地区等が優先されていますが、エリア外については今後声が上がったら指定しますといった書き方ですと、エリア内は市で調査を行うのに対して、エリア外は声を出さなければならないという不平等さがあります。

ですので、今回の景観まちづくり刷新モデル地区の周遊ルートが終わった後には、市中心部ばかりではなく、弘前市の農村部のリンゴ園の景観、水田越しに見る岩木山といったものを含めていただきたいというのがお願いでございます。

これと重ねて議案として審議することになっていますが、事前送付いただいた議案1号と資料2において文言が一部変更となっておりますが、認める内容は、指定優先度の骨子なのか、文言一字一句を認めるということなのでしょうか。

【会長】

本来であれば、議案第1号の文言をすべて見なければならぬものです。議案として出すのであれば、都市マスを順守するというのは背景ですから、「平成29～31年度は刷新モデル地区のエリアと重ねていくということ」「趣のある建物を優先しなければ滅失の恐れがある」ということはわかるのですが、議案というからには、要点としてここをお諮りしますといった形にしなければわかりにくいかと思います。

【委員】

エリアという言葉の使い方なのですが、刷新モデル地区の中にいくつか囲っているものをエリアとしていますが、景観まちづくり刷新モデル地区の周遊ルート周辺を指定しますということにすれば必要なく、周遊ルートの土手町側から始めるということで十分だと思います。

逆にこういったエリアを設定すると、農村部で農業施策等の事業に絡めてエリアを設定しなければならなくなる気配があるので、回避するべきと考えております。

【会 長】

本来は議案第1号と書かれているものについて内容を認めるかとするものですが、指定優先度の設定はマスタープランとの整合性等に関する部分は、農村部のことを考えると落ちていくことしか書いていないので、まず3年間は「景観まちづくり刷新モデル地区と連動」「趣のある建物を優先する」ということに絞っていけば納得できるかと思います。この議案をもっとスリムにして要旨をまとめ、なお、附帯意見として農村部等のエリア外の景観の重要度に関することを追加していただければと思いますがいかがでしょうか。

これは方針ですので、方針は認めるが、エリアに入らないものはどうなるのかと後でいくら言っても軽視されてしまいますので、エリアの設定はいらないのではないかという意見がありましたがいかがでしょうか。

【事務局】

エリアについては、前回の会議において4件の候補を挙げさせていただきましたが点在したような位置でして、同じような業種があるのでは等、様々なご意見をいただきました。また景観は連続性や流れが大事であるのご意見をいただき、そういった点を踏まえてある程度まとまりをもって景観保全に取り組むためにエリアを設定したものです。

ただ、農村部について触れておらず、エリアを設定する場合も農村部のエリアを検討する等、そういったことを含めて修正しながら、資料2についてご理解いただけないかと思います。

【会 長】

エリア内外という考え方が少しおかしいわけで、景観計画の地区は全域とし、すべてが対象となりますので、注視すべき地区として出てくるときに今回の刷新モデルのエリアを使うもので、他すべては平等なものです。

今日皆さんからいただいたご意見を含めて、市民の方から誤解を受けないように、あるいは相馬地区や岩木地区の方々には対象外であると思われぬような文章に変えた上で進めていくという形にしないと文章が独り歩きする怖さがあると思います。

市で変えていただいて、みなさんにお諮りするのが良いかと思うのですがいかがでしょうか。

【異議なし】

最初に刷新モデル地区をやっていくということ、趣のある建物は滅失の恐れがあるためやっていくということについて不満があるわけではないと思います。その後エリア外という単語が来てしまうと、みんなが考えているものと選ばれたエリアしか出てこなくなるので、全部やっていくのであれば書き方を変えていくべきだと思います。

指定優先度という考え方は方針だと思いますので、「平成29～31年度は刷新モデル地区と連動して行うという方針」「趣のある建物は滅失の可能性があるので守らなければいけないということ」「物理的、社会的に緊急性のあるものに対応すること」「エリア外という単語ではなく、現在の指定優先度から外れる地域についても農村部を含めて考えていくスタンス」を説明していただければ、今日皆さん

からの意見に対してのある種の答えが出てくると思います。

まず、私の方で責任を持ってその文章を見せていただき、ある程度案を作った上で皆さんにお見せして了承していただくスタイルをとりたいと考えているのですがいかがでしょうか。

【異議なし】

【委員】

だいたいいつ頃になるでしょうか。

【会長】

今日の審議会をもとにすぐ対応していただきたいと思います。

緊急性もありますので、早うちに私の方で内容を確認し、もう一度審議会を開催してお諮りするの
か、紙上でやるのかはご検討させていただきます。

今日の議案については、方針についてというよりも「平成29～31年度」「趣のある建物」に関することは同意できますが、全体的な考え方について少し考え方が物足りない、ずれている部分を直して
いただきます。その上で、皆様にお諮りする形にいたしますのでよろしく願いいたします。

こういった形で案件については保留とさせていただきます。以上で進行終わりますので、事務局の方に
進行をお返しいたします。

5. 閉会

【午後0：15 閉会】